

法教育

法教育

センターニュース

No. 35

2024年3月19日

第35号

Law-Related Education

発行 神奈川県弁護士会法教育委員会

巻頭言

神奈川県弁護士会
副会長 田中 恒司



出前授業の思い出

私が弁護士登録し最初に入った委員会は法教育委員会です。法教育の活動が軌道に乗りつつある時期で、様々な企画を検討し、実施しました。その中で、出前授業で各学校を訪れ、生徒相手に授業を行ったことは何より良い思い出です。いずれの学校でも熱心に話を聞いてもらい、授業後に感謝の言葉をもらったり、後日、感謝の手紙をもらったりしました。

法教育は法的なものの考え方を身につけるものであり、出前授業としては消費者教育、憲法教育のほか、教育指導要領に従った対立と合意、効率と公正についての授業などを行います。私は、弁護士という職業を紹介し、その魅力を伝えるということが多くありました。そんな職業紹介の授業の中で、目を輝かせる生徒から、なぜ弁護士になったのかとダイレクトに聞かれると、はっとさせられることが多くありました。弁護士になって15年以上経ちますが、私は何故弁護士をしているのか、弁護士になろうとした夢は叶っている

のか、考えさせられるのです。そのようなことを考えながら、契約の重要性を話したり、刑事手続の重要性を話したりしていると、刑事被疑者・被告人、高齢者・障害者、消費者などを含む社会的弱者や不平等・不公平を是正したい市民のために仕事をしているのだということに改めて気づくのです。

私が話していたことは、法教育のメニューからは少し離れているかもしれませんが。法的なものの考え方というより、正義について一緒に考えているのかもしれませんが。正義というものを教えられるのか、中学校や高校で教えてよいのか、という問題をはらんでいるようにも思います。

もっとも、法的なものの考え方にとどまらず、生徒が興味をもちそうな話をするということについてはあまり後悔はしていません。正義について自らが熱く語れば語るほど、生徒もより目を輝かせ、弁護士って立派な仕事なんですね、と感想を話してくれますし、そのような反応をもらうことは私にとって何よりの喜びだからです。

弁護士としての経験が長くなるほど生徒との年齢ギャップが大きくなっているのですが、目を輝かせる生徒に対して出前授業を行なうと、生徒の熱気を感じるとともに、自ら若返ります。弁護士としてのやりがいを取り返ることができるのです。事務所への帰り道では、ああ、弁護士やって良かったな、と感じるのです。法的なものの考え方の話から離れてしまいましたがご容赦ください。

18歳からの



司法参加と裁判所委員会と法教育

「強盗に入る店の前に自分名義の車を停めるのは、強盗犯としては不自然だ。」「私は、強盗犯が自分の車を強盗に入る店の近くに停めているのをテレビで見たことがある。」「横浜ラーメン博覧会のイベント用クオカードであれば、近所の人が同じものを持っている可能性もある。」「本屋であればクオカードは購入の際に使用されるものであるから、未使用のクオカードが本屋のレジスターに入っているのは不自然だ。」

令和5年1月以降、18歳から裁判員に選ばれることになるため、令和4年12月23日に、横浜地方裁判所で、高校生模擬裁判選手権の出場経験を有する高校生が、法曹三者の行う模擬公判を見た後、横浜地裁の裁判員とともに模擬評議を行うイベントが開催された。上記やり取りは、模擬評議の際の高校生の発言である。上記発言で重要なのは、発言内容が事実と論拠（経験則）を基に構成され、「それってあなたの感想ですよ、はい論破」という、小学生の中で流行っているフレーズでは論破できない意見になっていることである。

神奈川県弁護士会法教育委員会では、小中高生を対象に、模擬裁判の出前授業や、日弁連主催の高校生模擬裁判選手権と同日に、同一教材を使用した交流戦を行うなどして、ツールミンモデルという議論の仕方を習得する機会を増やしている。上記のやり取りを聞いていた私が、この様な法教育の必要性を痛感したのは、令和5年3月17日に行われた日本学術会議の公開シンポジウムにパネリストとして参加した高校3年生の次の発言を聞いた時である。

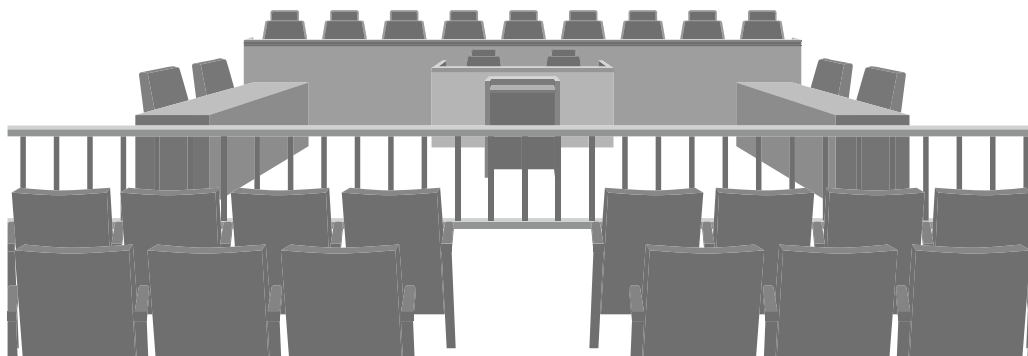
「議論に関する教育を受けていない。」「議論する機会が少ない。」「模擬裁判選手権に出た人しか議論ができない。」

やはり、多くの高校生が、事実と論拠（経験則）を基に意見できるというわけではなく、むしろ議論することについて消極的な意見を持っていたのである。しかし、法教育の活動は、教員との連携が必要なこともあり、法教育に熱心な教員がいる間は、当該学校で法教育の活動が行えるが、当該教員が異動してしまうと、当該学校での法教育は行われなくなる傾向が強く、なかなか広がらないというのは昔から言われていることである。

しかし、18歳から裁判員になるということもあり、横浜地裁も、裁判官が学校で出前授業を行ったり、上記のように高校生を対象に模擬公判や模擬評議等を行っているうえ、裁判所委員会でも法教育のあり方をテーマにするなど、裁判官にも法教育の関心が高まっている。同委員会にオブザーバーとして参加した私は、ここぞとばかりに、裁判所委員会委員（横浜地裁所長、裁判官、弁護士、検事、金融、教育、報道等多数の業界から選任されている。）に、上記のような高校生の議論に関する意見や現在の法教育の実態を訴えてみたところ、委員の意見交換の場で、「熱心な教員に任せただけではなく、法曹三者で法教育に取り組む機会を。」という様な意見が出されるなど、委員の法教育への関心を高める一定の効果はあったと感じた。

裁判員に選ばれた高校生が辞退することなく積極的に参加し、それを1つの成功体験として政治にも積極的に参加するようになり投票率が上がるのか、または逆の結果になるのか。「法教育を広げるのは今でしょ。」という状況である。

（法教育委員会委員 高井 英城）



夏休み法律教室

1 概要及び経緯

令和5年8月19日、横浜市たまプラーザ地域ケアプラザにて、「夏休み法律教室」と題して、模擬裁判が行われました。

参加者が小学3年生から高校1年生までと幅が広がったため、内容としては、関係者間で利害が対立する身近な事例を想定し、利害関係を適切に調整するルールを策定に取り組んでもらう、というものになりました。

事例の舞台は公園とし、滑り台や砂場、広場が配置された詳細な園内図が設定されました。

また、利害が対立する関係者として、野球をしたい小学生、サッカーをしたい中学生、清潔かつ安全な環境で静かに遊びたい母子、飼い犬を散歩させたい飼い主及び公園に隣接する建物に居住する高齢男性が登場し、様々な対立する利益が設定されました。

このような内容は当初から定まっていたものではなく、担当弁護士（山崎健一会員、濱邊和揮会員、当職）と横浜市たまプラーザ地域ケアプラザ担当者との間での詳細な打合せを重ねる中で、担当者からの資料提供や具体的ニーズの教示といった多大なる協力を受け、作り上げられたものでした。

2 当日の流れ

当日は、約20名の参加者のほか、近隣の学校に通学している学生ボランティアの方が加わり、合計約30名となったので、6つのグループに分かれて、各グループごとに、ボール遊びと犬の散歩についてのルールの

案を考えてもらいました。

また、グループごとの偏りがないように、各グループの学年構成はなるべく均等となるように設定しました。

2時間強に及ぶ長丁場で、かつ、関係者間の利益衝突を適切に調整するルールの策定という極めて難しい演習内容でしたが、終始活気にあふれた雰囲気の中で議論が交わされ、間延びする、緩むといったことは一切ありませんでした。

最終的に、考えたルール案を模造紙に書き、全てのグループに発表してもらいました。各グループが発表してくれたルール案は、対立する利益についてバランスよく配慮したものであったことはもちろん、規制の対象範囲を図示したり、規制の実効性を確保するために絶妙な金額の罰金を設定したり、果ては、利害対立という緊張関係を和らげようとルールに独自の名称を付したり、マスコットキャラクターを誕生させたりと、干からびた中年男性の当職では遠く及ばない子どもたちの豊かな発想力、想像力に舌を巻くばかりでした。

3 結び

コロナ禍を経て生活様式がますます多様化し、利害対立が複雑化する昨今、子どもたちがこのような課題に積極的に取り組んでくれたことを、とても頼もしく感じました。また、横浜市たまプラーザ地域ケアプラザご担当者様には、事前及び当日の手厚いご準備（ひまわりなどの花を模した紙の飾り付けなど、感嘆しました。）を賜り、深く感謝する次第です。

（法教育委員会委員 山岸 敦志）

2023年度 夏休み小中学生対象ワークショップ 小4～高校生
たまプラーザ地域ケアプラザ 地域活動交流事業

夏休み法律教室

高校生ボランティア同時募集(小4より申込受付中)

テーマは「ルール作り」です。ある街の公園で、公園の利用をめぐって、子どもやお年寄りや親子など、意見が分かれた想定です。参加者どうしが喧嘩になって、自分の意見を出し合い、話し合います。この夏休みに、横浜の3人の弁護士先生と共に、自分の頭で考えながら、より良いみんなの「ルール」づくりを目指して体験してみましょう。

8/19(土)
10:00～12:30
受付9:30 集合9:50

場所：当地域ケアプラザ 多目的ホール①
対象：小4～高3(小4未満児童や保護者入場不可)30名程度
講師：濱邊和揮 弁護士(弁護士法人おおどり総合法律事務所)
山岸敦志 弁護士(同上)
山崎健一 弁護士(横浜いびき法律事務所)

参加費：500円(小中学生は無料) ※7歳未満の子は保護者同伴で参加してください。
持ち物：筆記用具
申込：ケアプラザHPより
申込先着順30名
参加決定者に確認メールをお送りします。

横浜市たまプラーザ地域ケアプラザ(地域活動交流 菊池)
TEL:045-910-5211



法教育の取り組みを動画で分かりやすく

皆さん、会のホームページに掲載されている法教育の出前授業動画、見ていただけましたか？

法教育委員会では、県下の皆さんに我々がどのようなことをしているのかを分かりやすく紹介するために出前授業の動画を作成しました。個性豊かな(?)弁護士たちが各々熱い気持ちを込めて一言コメントとともに授業の内容を紹介しています。是非ご覧いただき、お知り合いの学校やお子様などにも紹介していただければと思います。

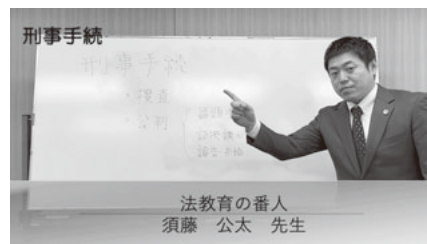
法教育委員会では、出前授業のほかにも模擬裁判授業、裁判傍聴引率といった通年の授業や、サマースクール、日弁連主催の高校生模擬裁判選手権の予選なども実施しており、県下の生徒さんたちに法教育を伝えるべく日々活動しています。今後は出前授業以外にも紹介動画を作成していく予定です。

神奈川県は全国的に見ても法教育の授業が非常に活発に行われている県であり、他県からもイベントに視察が来るレベルにあります。このようなレベルを維持できているのは法教育に興味を持った学校の教員の方々や生徒さんたちの積極的な参加があったからに他なりません。委員会として、今後さらにこのような輪

を広めるべく活動していきます。

会員の皆さん!! 応援だけでなく是非我々と一緒に学校に行って法教育の実践をしてみませんか? 委員会に来ていただくか、お知り合いの委員にお声がけいただければいつでもご参加いただけます!! 皆さんのご参加をお待ちしています!!

(法教育委員会委員 須藤 公太)



動画へのアクセスはこちらから!



神奈川県弁護士会

法教育センターのご案内

法教育センターは、法や司法に興味を持たれた方々に対して、弁護士がそのお手伝いをするための窓口です。

●●●こんなことを頼めます…●●●

裁判傍聴会 弁護士が裁判傍聴にご一緒し、裁判の説明を行います。

出前授業 弁護士が学校に行きご希望のテーマについて授業をします。

模擬裁判 皆さんが行う模擬裁判を弁護士がお手伝いします。

お問合せは

横浜市中区日本大通9 神奈川県弁護士会内
神奈川県弁護士会法教育センター
TEL 045-211-7711 FAX 045-211-7718
受付時間 月～金 午前9時～12時 午後1時～5時



最近の教育のあり方をみていると、法教育が目指すものが世の中でも必

要とされるようになってきたと感じます。広報もより重要になると思いますので、引き続き、情報の発信に尽力していきたいと思

(河野 隆行)



| | | |
|-------|-------|-------|
| 細貝 嘉満 | 青木 康郎 | 田丸 明子 |
| 河野 隆行 | 服部 知之 | 村上 貴久 |
| 押田 美緒 | 大木秀一郎 | 松浦ひとみ |
| 伊藤 真哉 | 岩崎 健太 | 川口 言子 |

ホームページにアクセス!

各種お申し込みに関する詳細、法教育センターニュースのバックナンバーなど、法教育に関する多くの情報を提供できるものとなっています。

神奈川県弁護士会ホームページ
(<https://www.kanaben.or.jp>)
にアクセス!

